

印西市入札・契約制度の改善について

(令和7年4月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めておりますが、より一層の改善を図るため令和7年4月1日から下記のとおり実施することとします。

※運用にあっては、その適用条件など、詳細について、関係するそれぞれの要領等をご参照ください。

1. 建設工事における入札金額内訳書の記載項目の変更について

建設工事の入札の際には、入札書の提出時に内訳書を併せて提出することになっており、記載を要する項目については、建設工事の入札における入札金額内訳書取扱要領において、規定しているところです。

今回、この内訳書に記載を要する項目について、以下の表のとおり、改正を行いました。

令和7年4月1日以降は、改正後の取扱要領に基づき確認を行いますので、ご注意ください。

(令和7年3月31日まで)		(令和7年4月1日から)	
工事種別	記載を要する項目	工事種別	記載を要する項目
建築・設備 関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで	建築・設備 関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
その他工事	内訳細別(新土木工事積算体系の工事工種体系における細別)まで	その他工事	内訳工種(新土木工事積算体系の工事工種体系における工種)まで

2. 建設工事に係る契約保証金を要する金額の変更について

従来、建設工事の請負金額100万円以上の案件については、契約保証金等の納付が必要となっていたところですが、令和7年4月1日から、請負金額500万円未満の場合には、同種同規模以上の工事履行実績が2年以内に2回以上ある場合については、契約保証金を免除できることになりました。

3. 印西市優良建設業者の表彰に関する基準の改正について

市内本店かつ本市発注の請負金額500万以上の建設工事を誠実に実施し、優良な成績で完成させた建設業者及び技術者に対して、表彰をしているところです。

今回、表彰の要件のうち、対象となる工事の工事成績評点を75点以上から80点以上に改正を行いました。